

塩竈市町内会等コミュニティ強化支援事業補助金交付要項

1. 目的

安心・安全な地域の構築を図るため、物価高騰の影響を受ける町内会や自治会等住民自治組織（以下「町内会等」という。）に対して補助金を交付し、費用負担を軽減することで、活動の促進等、地域コミュニティの活性化を継続していくための活動を支援します。

2. 対象団体

令和7年4月1日現在、塩竈市に登録している住民自治組織（町内会、自治会、区会等）166団体

3. 対象事業

各町内会等における令和7年度内に実施する、次の事業とします。

- (1) 地域住民の交流に係る事業
- (2) 福祉又は健康に係る事業
- (3) 防災又は防犯に係る事業
- (4) 環境美化に係る事業
- (5) 広報又は調査に係る事業
- (6) 研修又は学習に係る事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域コミュニティの形成に資すると認められる事業

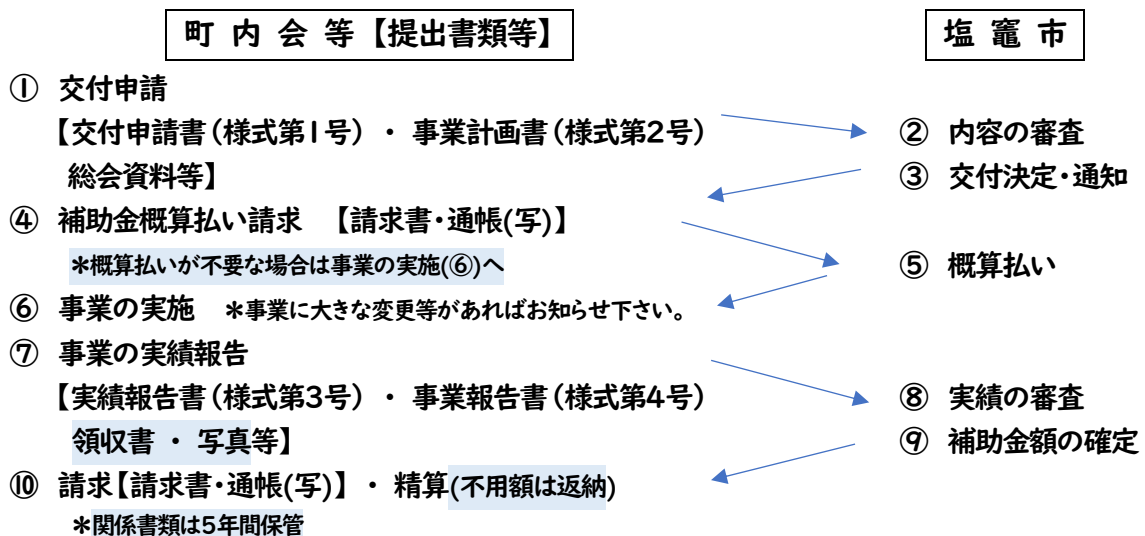
注意! 次のような経費は補助対象外です

- (1) 役員手当等の人件費や交際費、役員等の飲食費、慶弔費
- (2) 他団体の加入負担金や募金、寄付金
- (3) その他補助金の使途として適当でないもの
例) 飲酒、営利活動、公序良俗に反する行為等

4. 交付の額

各団体10万円を限度とします。＊申請は1回限り ＊本補助金は団体の保有資産等は問いません

5. 交付の流れ



6. 受付期間

交付申請：令和7年10月14日（火）から令和7年12月19日（金）まで

実績報告：事業終了後1ヶ月以内または3月13日（金）のいずれか早い日まで

担当：塩竈市市民生活部市民課協働推進係 電話022-361-1773

